

岡山市水道局月単位の週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書

本工事は、岡山市水道局月単位の週休2日工事（発注者指定型）（以下「週休2日工事」という。）の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山市水道局月単位の週休2日工事（発注者指定型）実施要領」に基づき実施するものとする。

1 実施方法

- (1) 受注者は、施工計画書の提出時に、休日を明示した「休日等取得計画表」を作成し、監督員に提出するものとする。（別紙1参照）
- (2) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後1週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日工事」である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。（別紙2参照）

2 実施報告

- (1) 受注者は、「休日等取得実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに工事履行報告書に併せて監督員に提出しなければならない。（別紙3参照）
- (2) 受注者は、前項の休日の取得実績が確認できる書類（工事日報、出勤簿等）を併せて提示し、監督員の確認を受けなければならない。

3 工事成績評定における評価

対象期間において月単位の週休2日を達成した場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価する。なお、月単位の週休2日を達成できなかった場合においても減点を行わない。

4 履行証明書

月単位の週休2日工事を達成し、工事完成検査に合格した受注者に対しては、受注者から請求があった場合、週休2日工事履行証明書を発行する。（別紙4参照）

5 その他

「岡山市水道局月単位の週休2日工事（発注者指定型）実施要領」については、岡山市水道局ホームページを参照するものとする。